

令和5年第3回長与町議会定例会産業文教常任委員会会議録（第5日目）

本日の会議 令和5年9月14日
招集場所 長与町議会第2委員会室

出席委員

委員 長	中村 美穂	副委員 長	堀 真
委員	松林 敏	委員	浦川 圭一
委員	安部 都	委員	山口 憲一郎
委員	竹中 悟		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 福本 美也子

説明のため出席した者

建設産業部長 山口 新吾
(土木管理課)

課長	山崎 禎三	課長補佐	日名子 達也
課長補佐	山口 亮	係長	伊藤 央
主査	川田 陽介		

(産業振興課)

課長	永石 大祐	課長補佐	畑中 隆徳
係長	島 典明		

水道局長 渡部 守史

(上下水道課)

課長	高橋 庸輔	課長補佐	濱 伸二
係長	池田 麻夢	係長	藤野 亮

本日の委員会に付した案件

請願第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る
意見書の提出を求める請願

所管事務調査

新浄水場の共同整備について

サテライトオフィスについて

町道及び公園の管理について

開会 9時37分

閉会 15時18分

○委員長（中村美穂委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業文教常任委員会を開会いたします。

請願第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願の件を議題といたします。

まずこの議題に入る前に皆さまにお諮りしたいことがあります。本日、参考人として請願者をお呼びしておりましたが、都合によりその方の代理の方がお見えになっております。代理の方を参考人としていいのかどうかということで、課長より説明をお願いいたします。

福本課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

今回代理人の方に意見を求めることができるかというところでございますけれども、長与町の議会の委員会条例の第26条の中に規定がございまして、第26条が代理人に意見を述べさせることは、できないとなっております。ただし、委員会が特に許可した場合はこの限りでないということが定められておりますので、これから委員会の方で諮っていただいて、許可が出れば代理人の方の意見聴取が可能であるという形になります。

○委員長（中村美穂委員）

代理人の出席で意見聴取ということでお諮りしたいと思いますが、何か皆さまからご意見ありますか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

その代理人でいいかどうかの判断をする前に、この請願人と代理人の関係、どういう方が代理で来られてるのかというのを教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

事務局から説明をお願いします。

福本課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

本日来られてらっしゃる方は、請願人が長崎県教職員組合の代表の橋本豊志様でございましたが、今日は長崎県教職員組合長西総支部の書記長の西川操さんという方が来られております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑、お尋ねはありますか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

欠席理由はどのような理由で、代理人になったのか。病気なのか、もしくは何か他に何

かがあったのか。それについてお尋ねします。

○委員長（中村美穂委員）

欠席の理由について分かれば。

福本課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

代理人の方からは都合によりということでお聞きをしております。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

反対はしませんけど、やはりこういう請願というのは長与町の議員がこれだけ時間を使って、要は結局審査をするんですから、勝手にちょっとした都合で来れませんよということであれば、この請願自体もそう重要なことじゃないのかなと、そういう判断をせざるを得ない。ただ、反対ではありませんけどね。ちょっと私の意見を述べさせていただきました。

○委員長（中村美穂委員）

皆さまにお諮りします。参考人、請願者が本日欠席ということで、代理人を参考人として意見聴取することを採決したいと思います。

賛成の方は起立願います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

本日参考人が欠席のため、代理人を参考人として意見聴取することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

賛成少数。

従いまして、本日は参考人の意見聴取はしないということに決定いたしました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

まず、事務局から本日の流れについて説明します。

福本課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

それでは本日の流れにつきましてご説明を申し上げます。まず最初に紹介議員の説明を行います。それが終わりましたら質疑という形になります。質疑が終わりましたら請

願の討論、採決、このような形で流れを考えております。

○委員長（中村美穂委員）

お諮りします。ただ今の説明のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと確認いたしました。

それでは議事に入ります。本請願について、紹介議員の説明を求めます。

安部議員。

○議員（安部都議員）

皆さま、本日はお疲れさまです。紹介議員の安部都でございます。本日は請願に当たってご説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。本来なら請願人参考人が来てご説明をして、深い討論をするべきだというふうに思っておりますが、私は紹介議員だけですので、紹介議員としてご説明をさせていただきます。そしてまた請願の内容について皆さま方から内容についてご質問いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願でございます。請願項目につきましては、今議会において子どもたちのゆたかな教育環境をつくるためのゆたかな学びの実現・教職員定数の改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書を採択していただき、地方自治法第99条の規定により関係大臣に意見書を提出していただきますよう要請をお願いいたします。

請願の趣旨、理由といたしまして、学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっております。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種（事務職員、栄養職員等）の配置増など教職員定数改善が不可欠です。2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は小学校にとどまることなく、中学校、高等学校での早期実施も必要であります。加えてきめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の施策として定数改善に向けた財源を保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられるようにすることは憲法上の要請であります。ゆたかな子どもの学びを保障するため条件整備は不可欠です。こうした観点から2023年度政府予算編成において下記事項が実現されますよう、国の関係機関へ働きかけをお願いをいたします。記、1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実現すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。2 小・中学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増な

ど教職員定数改善を推進すること。3 教員の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を2分の1に復元すること。以上、この3点を意見書の要望をいたします。

そしてまた請願人からのちょっと意見を、意見といいたししょうか、ちょっとお言葉を預かってきてますので、読み上げます。今、教育現場は崩壊の危機に瀕しています。これまで教職員のボランティアの精神で保たれてきた教員の健全性がもはや維持できない状況にまで追い込まれています。多くの学校で学級崩壊や児童生徒、保護者とのトラブル、指導上の悩み等により、病気休職者が続出しています。精神疾患により病気休職者1990年代初頭、約1,000人、2021年、5,897人が代替教員の数が不足しています。教職員のなり手不足、なり手自体が不足しているのです。23年度長崎県教員採用試験の小学校の倍率は1.2倍、他県や他職種と併願していることも考えると実質定員割れをしております。そのため教頭や教務主任が担任代行を務めたり、他学級担任が不足者の業務を負担したりしており、他の職員の疲労もかなり蓄積されているところです。もちろんこの状況は長与町だけではなく、長崎県下および全国でも同様に起きており、学校の働き方改革を叫ばれ続けています。しかし、現場での改革は遅々として進まないどころか、逆に悪化していると言っても過言ではありません。原因は明白です。教職員1人当たりの業務量が圧倒的に限界値を超えているのです。原因がはっきりしているにも関わらず解決しないのは、教職員の絶対数が足りないこと、業務量が減らないこと。教職員の絶対数が足りないことについては、定数の改善をはじめ教職員のなり手を増やすことの政策が必要です。また、地方でも人材をしっかりと確保できるよう、安定した財源が必要不可欠であります。そしてまた業務量が減らないことについては、長与町の各学校でも通知表の見直しや行事の時間短縮などさまざまな工夫がなされていますが、焼け石に水の状態であります。外国語教育、プログラミング教育、キャリア教育、1人1台パソコン導入、上から振り降りてくるものが多過ぎるのです。この状況が子どもたちに影響を与えないはずがありません。担任不在、管理職不在の不安定な環境は子どもを不安定にし、不登校や学力低下、学級崩壊を引き起してしまいます。まさに負の連鎖であります。これらの問題解決はおよそ地方自治体の努力だけでは、どうしようもありません。国政レベルでの教育政策改善を待つ必要があります。そこで今回の請願は、まず教育現場の実態を議員の皆さんにご理解していただき、教育現場が崩壊寸前だということをご認識いただきたいのです。その上、危機を乗り越えるためには教育予算を含め、国が教育政策を根本から見直すことこそが最善であることを本議会で訴えていただきたいのです。本請願の骨子は、義務教育国庫負担制度の2分の1復元と教職員定数の改善ですが、その根底にある教育現場崩壊の危機をご理解の上、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。このような先生からのご意見を頂いております。皆さまの審議をよろしく願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今、紹介議員の説明が終わりました。これから紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今の内容については、非常にやっぱり深刻なので私たちも考えなくちゃいけないなど、そういうふうに思ってます。今回の請願で出された文章を読んでいくと、この間2023年度政府予算編成において現実ができるようにと、この文章には今年度にしろというふうなことで。しかし、あなたの説明では2024年と言われたんです。どっちが正解なんですか。これを文章で私たち出されたもんですから、これをしっかり私たちは見て判断をしなくちゃいけない、が一つ。それと請願の意味ですね。請願の意味というのは、私たちの町が今緊急かつ非常に問題視されているのを、要は結局長与町の議員として、長与町の立場として、願意を国に上げるわけですね。ですからこの出された教職員組合の方は、長与町には何十人ぐらいいらっしゃって、その方とまた今の一般の教員の方が全部総意のもとでこれを出されてるのか。それについてちょっとまずはお尋ねします。

○委員長（中村美穂委員）

安部議員。

○議員（安部都議員）

お答えいたします。この請願内容はあくまで2024年度の政府予算に係る意見書の提出を求める請願書であります。2024年でありますけれども、この政府予算、中央審議会のさまざまな予算編成が行われますので、そういったこの予算に向けての協議を2023年度から行っていきますので、2023年度のうちの予算編成において協議のうち審議をされる中でこういった働きかけをしていただきますようにということで、出されているというふうに思っております。あくまでここに書いております2024年度予算案ということをしかりと明記しておりますので、そこのところをご理解のほどお願いいたします。それから長与町のこの組合というのは、私が聞いているのはもう数人しかいないというふうに思っております。それで確かな人数を聞いておりませんが、私が把握してる分は数人だと思っております。そしてまたこれは長与町だけの請願ではありませんので、あくまでこの長与町をはじめ中心としてこの全国の教職員のこの今過密な超過勤務の状態、そしてまた子どもたちの学級編制、大変な状況での子どもたちの教育現場ですね。それを実現するためには国にやはり要請をしかりと各自治体から行っていかなければ、その例えば長与町はもう全て足りているからいいですよという問題ではなく、長与町も実態的に教職員が不足している状態、過密な超過勤務がございます。だから長与町からもしかりと請願を国に意見書を出していただき、そして全国的に改善を国に要望をしていくということが必要でございますので、そこは参考人の趣旨、説明として、そのように出されたものだと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

基本的な請願は先ほど言ったように出し方として、長与町は全国というのは全国で出されてるわけでしょうから、私たちが審査するのは長与町の件を審査するんですね。ですからこれについては関係ないとまでは言わないけど、長与町の実態そして今先ほど申し上げた2023年という文章はこれ僕は書くべきじゃないと思うんですよ。2024年の予算しか今からだったらやれないわけだから、非常にいいかげんな文だと僕は思っている。屁理屈みたいな形で今ずっと言われたけど、それでもこれは2024年を書くべきであって、23年というのは間違いなんですね。ですから私はまずそれに一つ不信感を持ってる。それと今、組合の方が出されているのは何人いるか分からない。そうするとその人たちの願意ではないわけですね。はっきり何人がいて、この人たちが誰々ということで、この文書を上げたということでない、他の一般の教職員の方も全部これに追随してやってるのかなど。それによって私たちも要は調査が違って来るから。ですから、それについて正確に何人やって、全教員の方がもうこれでいくと組合の方だけからね。数名の方の意見だけということを取り上げるというのはなかなか難しい。この内容については非常に私も賛同するんです。しかし、出し方と長与町の立場として、これを採択をやるべきか、やらないべきかということ私たちは考えないと。長与町が出すんだから。各自治体は各自治体でまた出すわけですね。だからさっき申し上げたように請願というのは、長与町のことを長与町の議員が考えて出すという、基本的な考え方を忘れたらだめですよ。だからもういろんな結局雲に巻いたみたいに要はどこでもみんなとか、そういうことじゃない。長与町は長与町の議員は長与町のことを考えて、他の所の実態分からないわけだから。このへんについてどういうふうに考えられますか。ですから私が聞いた中では、教職員組合の方は2名か、前回調べたときは2人か3人だったけど、今はもうどうなってるか分からないけどね。数人というアバウトじゃなくてはっきりした数字を聞いて、それだけの人間がやってるんだということを言っていたかかないと。こちらはやっぱりそうですか、そんならやりましょうねと簡単にいかない。そのへんについてどうですか。

○委員長（中村美穂委員）

安部議員。

○議員（安部都議員）

お答えいたします。この請願はあくまで請願人は長崎県教職員組合長西総支部の長崎県全体の教職員組合の先生方から出されておりますので、あくまで長与町だけの教職員組合だけが出してるわけではございません。あくまで請願人は全ての長崎県の教職員組合でございます。そしてまた請願の内容も長与町だけのやはりこの国のやっぱり制度を変えるというのは、各全国的な自治体から多ければ多いほど国の政府に対する請願の内容が強いのとなっていくしますので、やはり長与町から出されてそして長与町だけの職

員のことを考えるのではなく、全国の教職員のこと、子どもたちのことを考えるためには、多くの自治体から提出をするということが望ましいことでもありますので、決して長与町は出さなくてもいいということではございませんので、あくまで長与町にこの請願を出すわけではございません。国に意見書として出すわけですので、その辺りはご理解のほどよろしく願いいたします。それから先ほどの23年度の政府予算、そこは24年度に字句の訂正をしていただいても、そこは私は否定をいたしませんので、そこは可能だと思っております。确实なところを今先生が来られています、聞いてよろしいですか、人数だけ。3人ほどだと思います。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

だから基本的に、これは長与町の実態を長与町からの議会で出すわけですからね。全国が全国、多分それ時津町とかいろんな所にも出されてると思いますけど、私が聞いた中では時津町はこの段階で出されてるということはあんまり聞いたことがない、はっきり言ってね。だから出しやすい所に出されてるという感触を持っていますよね。そうしたら何でもみな全部に出さないのかなど。あなたが言う論法でいけば全部で出そうと、しかし時津町には出されてるんですか、ちょっと参考までに。

○委員長（中村美穂委員）

安部議員。

○議員（安部都議員）

それぞれの先生方の請願内容として、いろんなその考え。時津町は今回はまだ提出をされておられません。そしてまた以前にもこの請願については、もうずっと過去から数十年前から、この請願の内容は出されております。過去、長与町も採決をしていただいて竹中議員にも採決をしていただいておられますので、そここのところは十分にご理解のほどをしていただいていると思っております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

この問題についてはやはり国の姿勢も見えますし、長与町でも段階的ではありますが、全然やってないというわけじゃないわけです。その中でやっぱり今竹中委員も言っておられますように、やっぱり私たちも長与の状況を見ながら判断していくわけがあります。私たちもそれぞれ皆さん委員ももう請願が出た時点で、ある程度いろいろなそういうことをご存じの方にお聞きをしながらやっぱりこの請願には無視にはできませんので、みんな望んでいるわけですよ。そういった意味で私たちも長与町は頑張っただけの段階的であるけどということ聞いておられますので、別に全国みんなそろってどうのこうの

っていうよりは、私は自治体で頑張っていればいいのかなんていう思いはしております。ただ安部紹介議員の方は、やはり内容は私も対しては、そういう不満足な思いはしてませんが、ただそれぞれ県下にそういった全然取り組んでいないとか、そういうのもご存じの上で、やっぱりされておられるのかですね。それとまたこの説明の中に教育現場の崩壊、崩壊というのが何回か出てきたんですが、その崩壊はどのようなことを示しておられるのか、ちょっとその辺を説明していただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

安部議員。

○議員（安部都議員）

山口委員のお答えいたします。長崎県では現在長与町もそうですが、35人学級というものを令和5年度末までに完成をする予定でございます。本町の小学校は大体35人学級というところでできておりますけれども、しかし5年生は高田小学校まだ40人いらっしゃいます。そしてまた中学校では、まだ中学校1年生が35人学級、そして中2、中3が40人学級としてまだまだ多い状況でありますので、その辺りやっぱりその改善をしていくべきだと考えております。そしてまたこの学級崩壊というところでございますが、私も以前教員の先生に聞きました。そしたら今は大変子どもたちも心の病とか疲弊をしている。ネグレクトも非常に多い、家庭が多い。そういったところで子どもたちも心の問題を抱えているというところで、非常に教職員の先生方の負担というものがあります。そして小学校1年生の子どもが、例えばこれはある小学校ですけども、ナイフを持って来ていたと。それで他の小学校の他の子どもを脅していたということもお聞きしました。そういったことで非常に先生たちがそれに対処するのに時間がかかるというところでもあります。そしてまた負担がかかれば負荷がかかるというところなんです。そしてまたストレスにも非常になるそうです、それを解決するために。そしてまた特別支援学級におきましても、例えば全ての障害を持った子どもが1年生から6年生まで集められるわけです。障害ごとに集められて、そしてまた1クラスに集められて授業をします。それで例えば1クラスに特別支援学級は、8人が上限でございますが、例えば高田小学校なんか1年生から6年生まで9人いた。それで大変な状況で先生が1人で見えるわけです。そこで例えば1人が発達障害などで教室を飛び出したりするわけですから、大きな声を上げたりしたりするわけですから、そこに先生がかからないといけない。そしたらまた他の子どもたちにもまた負担がかかってしまうというところでもあります。そしてまた9人持つというところで、大変だというところで県からの加配があったんですけども、その加配も午前中だけ来られて午後からはまた1人になってしまう。もうそういったところで大変学級崩壊と申しますか、先生たちのストレス、過密という、負担が増大しているというところでもあります。

○委員長（中村美穂委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

安部議員の紹介人の言うことは、本当に分かりますけども、安部議員もそういうふう言われた先生なんか何人ぐらいからそういう情報が入っておられるのか。組合全体でまとめてそんな情報が入ってきているのか、その辺を。

○委員長（中村美穂委員）

安部議員。

○議員（安部都議員）

何人から入ってきているかといいますと、何人から入ってきてるということは、全教職員に聞くわけではございませんが、大体私は友人から何人も教職員のお友達そしてまたこの請願人、長崎県教職員組合の長西総支部の先生方からもお聞きした上でのこの大変な状況だということをお聞きしている次第で話をしました。

○委員長（中村美穂委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

言い方がもう何人かというのは、もう失礼な言い方であったわけでありまして、やはり先ほど竹中委員も言われたように、そういった意見を普通の全体の先生が言われているような誤解もされがちですので、そういった意味で言わせていただきましたので、ご了承いただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

それでは原則論は初めに言ったけど、あとはちょっと中身に入らせていただきたいんだけど、先ほど言ったようにこの内容については私たちも十分に心配はしてるんですよ。ただこの出し方、請願の出し方ということについて、基本的な考えを持っておかないといいかげんな出し方はできない。だから要は2023年と2024年にこだわるのもね、文章として出すわけだから、いかげんだと相手に思われたらいけないので、これは長与町の議会として出すわけだから、それはもう一字一句間違えないように出さないといけない。これが請願なんですよ。この内容に入って中学校、高校での35人学級を早急に実現するという意見書ありますよね。では35人を実現するためには教職員が必要ですよ。基本的に今教職員が不足の中で、この教職員を充当できると今お考えですか。結局その確保できるということを考えてますかということ。それと、今年の2月だったけど、確か朝日新聞で山口県の事例が載ってましたよね。これ35名で促進してるけど、要は教職員が足りないために逆に38人になっている。基本的な考え方として教職員が足りない。足りないことに関しての請願ということだったら分かるんだけど、もうこの請願については、もう35名にしなさい、先生たちは今どうのこうのということじゃなくて、まず35人にしなさい。予算を付けなさい。そういう請願の内容な

んですよ。そしたら根本的なことが解決されていない。長与町のことをずっと今私も教育委員会で調べてきたんですけど、この部活に対してのことについては、長与町はスポーツ庁からわざわざ予算まで付けていただいて今推進をしている。この請願は推進をしてないからやりなさいということだけど、長与町の実態は今あなたが言ってることについては、ほとんどのことを今一生懸命やってる最中なんです。請願というのはやらないからやってくださいというのが請願であって、今やってることを。おまけに一つだけその中でちょっとお尋ね、知ってるかどうかお尋ねしますが、この部活動の改革について先進的な取り組みを長与町はしている。長与町の今年度の予算はどれぐらい付いてるかご存じですか。

○委員長（中村美穂委員）

安部議員。

○議員（安部都議員）

部活動の予算についてちょっと今手元に持っておりません。すいません。そしてまた長崎県から今教職員が足りないということで、長崎県の今全体では実際今現場として働いている先生方はいらっしゃいます。しかし教職員の方々が例えば産休とか、病気になった場合には、その代替の先生方がなかなかいらっしゃらない。県もその加配をすることはできない。状況がものすごく今全国的にも長崎県も発生しております。だからそのためには先生方の加配、そしてまた人数を増やすためにこの請願はやはりこの義務教育の国庫負担の2分の1を復元することというところで、今この前は3分の1、しかし今2分の1となっておりますので、国が予算をしっかりと予算を設けていただいて、そして県の各それぞれの各都道府県の予算に負担をかけないような状況で国がしていかなければなりません。そのために先生方を派遣することができる。それで2分の1の復元をすることということで、要望をしております。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

感情論とか抽象論で話をされてもどうもならない。要は結局、今長与町、スポーツ庁から出たのは1,150万円要求した中で、1,130万円付いてるんですよ。ということはもう約100%付いているんですよ。長与町というのは、このスポーツ庁とかこういうところから非常に先進地だということで認められて、いろんなそのモニターに入っている。それを長与町はもう今教育委員会よくやってくれている、この内容をよく把握しながら。そのやっている所に、要は結局またしてくださいと。私たちは長与町の議員だから長与町の教育委員会のことを、実態を踏まえて判断をしなくちゃいけない。何回も言ってるでしょう。私たちは国会議員じゃないんだから、長与町の議員で長与町のことを解決をしなくちゃいけない。それによって私たちが出すことによって全体のことをまた全体でやるわけですから。そして長与町で今働き方改革なんかは、全部中教審が諮

問したように全部それ今やってるんですよ、実態は。しかし安部議員はそのやってる一つ一つをご存じない。だから、全体的なその一般論の中で今、話をされてる。実態をつかみながらこれは何%と、教職員が不足は結局全国で7%、それは長崎県では24.4%ね。こういう具体的な数字をもって説明をしないと、みんな結局これはうなずけない、はっきり言ってね。やってるものを何で請願を出すのか。国はやって予算まで付けているのに何で請願を長与町は上げてくるのと。今度から考えますよと、逆に今度はマイナスなる。そういうことを考えたことありますか。

○委員長（中村美穂委員）

安部議員。

○議員（安部都議員）

この長与町は令和3年度から、その部活動というのが中学校の地域スポーツ活動として開始をされております。そこに向けて保護者が支払う謝金が月3,000円というところでもありますけれども、それにもその保護者負担というのがかかってきます。それでやはりこれは本当に先ほども何回も申しますけれども、これはあくまで長与町だけの実態ではなく、全国的に立つ教職員の改善を図るため、子どもたちの命を守るための意見書の提出を求める請願でございますので、長与町だけのことを実態を把握して、それを出してくださいって言うてるわけではございませんので、実際長与町がこのような地域スポーツ活動をしていて、積極的に全国に先駆けて国より先駆けて、このような活動を行っているということは存じ上げております。しかし例えば、24年度までに教員の数を財務省は3万7,000人減少しようとしております。しかし、文科省としては5,000人だけにとどめてくださいと。財務省と文科省が今対立状態でありますので、文科省は必死でやっぱりそこのところを定数をですね、教職員の定数を図ろうと確保しようと頑張っているところでもありますけれども、ただこれはやはり財務省にしっかりと提言をしていくためには、文科省も一生懸命働きかけをしているわけですから、今現在公立の小中学校教員は69万3,500人いますけれども、これがこれだけ3万7,000人引かれたら、もう本当に教職員が疲弊をしていくという実態がありますので、そのところはご理解のほどお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今、安部議員の中で非常に言っていけないことを言われたわけですね。長与町が請願書を出す必要ないみたいな言い方をされたんですね。だからまさにそこなんですね。要は結局私たちは内容はよく把握して、そして長与町の教育委員会もすでにいろんなことをやっています。だけど、よその行政体、例えば北海道の釧路町の町内のことをあなた言えって言うても分からないでしょう、私たちも分からない。だから長与町の私たちは議員です。長与町の実態を踏まえて請願を正であれば請願を出すということですね。あ

なたの論法でいけば先ほど言われた長与町はもう長与町として出す必要ないですから、それも私たちも、出さなくていいと本人おっしゃったから出さないようにしないといけないなと思ってます。だから一般論でしゃべるということは、請願にはならないんです。だから長与町の実態をね、僕が調べてきたのはたくさんあるんですよ。数字がみんな羅列してるから、多分このスポーツ庁の1,130万円についてもお答えができないぐらいだから、ほとんどお答えができないでしょう。聞いても一緒でしょう。だからあなたが言ってるのは全部一般論を言って、全国のことを多分、安部議員は日本全国を調査しに行ってお存じなんですよ。私たちは調査に行けませんので、実態は分かりません。しかしマスメディアとかそういうもので聞く話とか、いろんな教育熱心な方の話を聞く中で、こういう実態があってるんだな、全国的にあってるんだということは理解してるから、内容についてはある程度理解してます。しかし請願の上げ方としてはおかしいんじゃないのと、そういうことなんですよ。だからまずは結局教職員の数が足りない、これについてのどうにかお願いできないでしょうかという請願であればそれはそれなりに受け取れるんですけど、今の実態、長与町の実態にすればこの働き方改革についても、全部一生懸命に長与町はやっている。長与町がやっているのに私たちは長与町の不利益になることはできませんから。このスポーツ庁なんかこれを見てね、「あら予算まで付けて100%付けてやってるのに、まだ不服でまだ請願を受けてくださいって言うんですか」と。「そしたらもうちょっとここには考えられませんね」というマイナス要素にしかならない。だから一般論と実態は違うんです。だから長与町の実態を踏まえて、請願というのは長与町の議会です。そしてこれを宛て先は総理に出したり文科省に出したりするわけです。だから長与町の実態しか私たちは分からないので、長与町においてのことをほとんど話になる。だからそれについてはやはり少し考えて、この請願を出さなくちゃいけないと僕は思っているんです。出し方はまだもっと書き方はあるんだけど、この請願を見てもさっきの2023年にしても文言で読むわけだから、気持ちと説明されたのこの文書とは相反することになる。2023年度の予算なんてもう今執行済みで進んでるわけだから。補正予算しかないわけですからね。また次の文には24年、どっちなのと。よっぽど何も知らないで出してるんじゃないですかというふうな案内しかできないわけですね。ですからそれについて私はやはりその長与町のね、あなたは全国的事実ばかり言ってるけど、長与町の実態がどうなのか。長与町が今教育もそういうことで困ってるんだという部分を数字とか、そういう分では出さないとはいけない。出せないはっきり言って。そこまで調査してないでしょう。このスポーツ庁なんて、簡単に分かることですよ。それすらも知らないでしょう、あなたはね。だからそういう分での請願というのが私たちもやはりなかなか受けづらいと、そういうことになるんです。それについてちょっとご意見を聞かせてください。

○委員長（中村美穂委員）

安部議員。

○議員（安部都議員）

私のご説明でちょっと誤解を招くような発言があったと思いますので、そのところは訂正させていただきます。長与町が請願を出さなくてもいいということをおっしゃるので、これは私は長与町だけのことではないんですよということを言いたいために、そのような発言、間違っただけというふうな発言になったと思います。それから長与町のやっぱり実態といたしましては、先生方の例えが今日私も教育委員会の先生方にお聞きいたしました。するとやっぱり長与町もかなり教職員が不足しておりますと、やっぱり病気で休んでも病休でも先生が足りなくてなかなか先生が加配ができないと。その代替として校長先生や副校長先生、または管理職が代替を行ってらっしゃるんですよ、だから本当に困った状態なんですよということをお聞きしました。そしてもう一つは、特別支援学級の方が本当に先生が足りていない。専門家がない。もう本当にそこが疲弊をしているという状況でありますので、そのような特別支援学級の先生も、例えば1クラス8人、上限8人ではなくて、せめて3人から4人にできるように国に要望をお願いいたしますねということをお聞きしました。そしてまたお昼休みも教職員の5割以上が、教職員のお昼の休憩がゼロ分状態である。そしてまた取ったとしても10分ぐらいしか取れない。そういう状況の過密な状況の中で、先生方が働いていらっしゃいます。給特法というので、どんなに先生がもう100時間、200時間残業しようと、たった基本給に4%を掛けた金額しか加算がされない。例えば10万円だとたった4,000円、4,000円で働かなければ働かせ放題と今言われております。その教職員の先生方不足、なり手不足が叫ばれている以上、やはりこれは改善をしていただきたいというふうに願っております。そしてまた長与町の超過勤務、令和3年度は80時間超えが中学校36人、45時間超えが521人、100時間超えが令和3年度で1人、令和4年度で100時間超えが2人、80時間超えが24人、45時間超えが482人でした。令和5年度に関しましては、今のところまだ途中経過でございますのでゼロということになります。こうやってやはり朝早くから夜遅くまで過密状態で長与町の教職員も働いている状況でございますので、そのところは倒れている先生、亡くなった先生、年間、亡くなった先生方もいらっしゃいます。そのところはご理解のほどお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

請願趣旨、理由の中の実現を求めておられる事項、記の下の1番と2番で中学校、高校で35人学級を早急を実現することということ。教職員定数改善を推進することというのが書かれているんですが、この意見書の出し先が総理大臣以下、文部科学大臣、各省庁に行くようにということ趣旨だと思うんですが、ここのこの35人学級の実現

と教職員の定数というのは、この決定権というのは35人学級にしましょうとか、定数を何人にしましょうとかいう決定権はどこにあるのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

安部議員。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

安部議員。

○議員（安部都議員）

これは中央審議会の方でいろいろ審議をされもんで、この財政制度審議会をはじめとして、さまざまところで統合されて、そしてまた審議を行って決定をされるというところでもあります。そしてまたそれは最終的には国会、国の方で諮られてもちろん採決を諮るというところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

それでは国の方で決められているということで、各都道府県でばらつきがあるというのは、そこはちょっと意味が分からないんですが、長崎県は長崎県で決められてるんじゃないんですよね、じゃあ。例えば佐賀県は佐賀県で決めるとか。聞きたいのはやっぱり国に出す以上、国にそういう決定権があるのかというのをちょっと確認をしたかったもんですから、お聞きをただけです。もう答弁はもう結構です。

それと請願の趣旨が請願項目の中に書いてあるんですが、2024年度政府予算に係る意見書ということで、予算を要は付けてくだされば、こういうのを実現するためにこういう予算を付けてくださいという趣旨のものだと思うんですが、先ほどから説明でも言われているように、教職員の方々の勤務実態とか相当厳しいものがあるんだとかいうのを言われてますよね。先ほど竹中委員も言われて教員が足りないんだという中で、そういう中でまず35人学級を早急に実現する前に、そういう勤務実態の改善がまずは必要じゃないのかなと思うんですよ。そこに関する何と申しますか、請願が盛り込まれていないということと、あと翌年度の予算を求めることで、そこまでの改善ができるのかなということ考えているんですね。それとこの1番についての35人学級を早急に実現するために、まずは本当にこの実現を求めていくのであれば小学校と同様に、中学校、高校についても法改正を求めるとか、国に求めるわけですから、そういった意見書にはならなかったのかというですね。法で決めてしまえばどこも追随していくわけですから。そこはやらんでとにかくお金、翌年度の予算を付けてくださいというような請願なんで、どうも不備があるんじゃないかなというふうな気がするんですが。法改正とは中学校、

高校とか法改正などは求めていかないということですね。教職員の定数というのも国にそういうのが本当にあるのかなと、私は恐らく長崎県あたりに定数条例か何かがあって、恐らく条例ですから最終的には議会の方で決定がされて決められているのかなという感じがしてちょっとお聞きをしたんですが、そういう国の中央審議会でしたかね、そういう所で決められていると言われればもう国に言うしかないんですが。だからこの内容でもって行き先が違うんじゃないのかなあという感じがするんですけど。

○委員長（中村美穂委員）

安部議員。

○議員（安部都議員）

今、浦川委員が言われましたように教職員が今疲弊をしている状況であったら、例えば大人数の多い学級の状況では、先生たちがやはり子どもたちと触れ合う、遊んでやる時間というのがないわけですよ。だからそのところでやっぱりどうしても先生が、もう過密で仕事をしている。先生は子どもたちと一緒に遊ぶ時間が欲しいのにそれが無い。そしてまた仕事をしている状況でありますので、やはりそのところは先生たちが疲弊をすると心の余裕がなくなって、子どもたちのいじめとか不登校につながったり、いろんなことをそういった子どもたちの負の連鎖があるわけですよ。だから子どもたちのところも少ない人数で先生たちがゆとりを持って見れるように、そのところを教職員改善を図っていただいて、35人学級に全部してくださいという要望でございますので、まずはその教職員を配置をする。教職員の人数を増やすためには憲法26条、義務教育のこれを無償とするということで定められています。そして、子どもたちがどこの場所に行ってもどのような時間でもどこの場所で疲弊することなく、子どもたちが同じ教育を無償で等しく受ける権利というのがありますので、それは全国的に同じレベルにしてくださいと。例えばお金がある学校は自分たちのところでお金を出しますから、独自に出しますから豊かな学校を学べますよ。しかし財源がないところは出せないと、そういう状況になっておりますので、各格差が全国的に出ている。だからこそこれを求めるということでございます。例えば今回、長崎県で佐世保市が改善を行っております、働き方改革の。それで佐世保市は、パーソナルワークデザインという企業と提携を今度結びました。そこで学校教育のデジタル化によって、教職員の負担を軽減を図る。そしてまた児童や生徒と向き合う時間を確保するため。そしてまた佐世保市内の中学校の2校をモデル校として、まず令和6年3月までに取り組む予定でございます。これは宿題などを自動採点したり成績を一元化的に管理するシステムを今月からパーソナルワークデザインというところが、本社東京でございますが、する予定です。そういったところもやはりお金があるからこそ、財源があるからこそ、県ができています。しかし、できないところはできないということで、財源を求めるところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で請願第1号に係る紹介議員の説明を終わります。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

これから討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

私は当請願に対して反対の討論をいたします。今、紹介議員からの説明を頂きましたけど、この請願内容と少しかけ離れた意見が多く、そして長与町ではこの中の部活動の見直しにつきましては、国からの委託金を県を通じて受け取っております。そして実施をされてます。また先ほど紹介しましたように中教審部会で好事例としても長与町は紹介をされてます。国と同じ方向性で教職員の働き方改革を進めている長与町が他団体の請願を受け、意見書を国に提出することにつきましては、あたかも長与町が取り組んでいないかのような印象を国に、ひいては町内外に与えかねないと危惧をします。議会は行政の監視役も担っており、是々非々で対応をする必要があります、取り組んでいかなければならない。ひも付けるような必要がありますが、前向きに適切に取り組んでいる業務を正しく評価すべきだと考えています。先に述べましたとおり行政として適切に取り組んでいる状態におきまして、住民を代表する議員として、町の行政を評価する意味で、意見書を提出するのを反対いたします。

○委員長（中村美穂委員）

次に賛成討論はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

私、紹介議員として説明をさせていただきましたが、やはり今の現状では教職員の先生方の超過勤務、そしてまた教職員の人手不足、そしてまた子どもたちのクラスでのいろんなさまざまな不登校、そしてまたいじめ、さまざまなことが起きております。これを国に出して、教職員の義務教育国庫負担2分の1に実現すること。そして35人学級を実現すること。そして、教職員だけではなくて、それに対する予算を付けていくこと。これは国に対する意見書を出すための全国での教職員、そしてまた子どもたちに対する命を守るための予算でございますので、これは絶対に改革をしなければいけない。よってこの請願に賛成をいたします。

○委員長（中村美穂委員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第1号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願を採決します。この採決は起立によって行います。

本請願を採択すべきものとすることに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

起立少数。よって、本請願は、不採択すべきものと決することに決定いたしました。

これで請願第1号の審査を終了いたします。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

11時10分まで休憩いたします。

(休憩 10時57分～11時10分)

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

所管事務調査の新浄水場共同整備についての件を議題といたします。調査事項についての説明を求めます。

渡部局長。

○水道局長（渡部守史君）

皆さんこんにちは。新浄水場共同整備事業につきましては、6月の全員協議会の場で共同整備の約3年にわたる調査、研究、協議の最新の結果報告、そして所管といたしまして事業合意を図りたいとのご説明をさせていただきました。そして議会定例会におきましても、関連の補正予算についてご審議いただいたところでございます。本日はその後の経過、そして今後のスケジュールについてお話をさせていただくとともに、現地を視察していただきたいと考えております。当事業につきましては、資料の説明と重複いたしますが、7月19日に長崎市と事業合意の調印を行ったところでございます。これからも安心安全な水を安定的に供給し続けること、そして持続可能な水道システムを次の世代につないでいくこと、このことを改めて肝に銘じまして、職員一同頑張っておりますのでよろしく願いいたします。それではの資料を使つての説明に移らせていただきます。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

それでは新浄水場の共同整備について、現在の進捗と今後のスケジュール概要、そし

て施設の設備概要についてご説明申し上げます。資料をご覧ください。現在までの進捗でございますが、7月19日に長崎市と事業合意を行いました。7月26日、新浄水場共同整備に係る事務負担のため、来年度4月から本町職員の長崎市への派遣について協議を開始しております。8月12日、建設予定地付近の道の尾自治会に対しまして説明会を開催しております。8月31日、事務の管理執行について相互の連絡調整を図ることを目的といたしまして、長崎市・長与町新浄水場共同整備事業連絡協議会を設置いたしまして、今後のスケジュールを議題に第1回目の協議会を開催しております。以上が現在までの進捗でございます。次に今後の予定でございますが、令和5年度につきましては事業計画作成等業務委託および浄水場等基本設計業務委託を10月中に契約できるよう準備を進めているところでございます。次に、令和6年度の当初予算に受注者選定審査会運営支援業務委託に係る債務負担行為の設定を予定しております。令和6年度のスケジュールに移ります。ここからはPFI事業実施プロセスに関するガイドラインに沿って進めてまいります。まず、年度初めに受注者選定審査会運営支援業務委託の発注を行います。その後受注者選定審査会の設置、次に受注者選定審査会で実施方針案を審査いただきまして、実施方針案の議会への説明を行います。その後実施方針案を公表を行います。その後民間事業者から質問や意見を募り、それらを踏まえ実施方針の公表を行います。その後受注者選定審査会で募集要項案の審査を行います。令和7年度当初予算に新浄水場共同整備事業に係る債務負担行為の設定を予定しております。最後に令和7年度のスケジュールでございますが、募集要項の公表および事業者の公募を行います。提案書の受け付け、その後、受注者選定審査会で落札者を選定、その後落札者の決定・公表、落札者との契約締結を行います。令和12年度中の供用開始を目指すといったスケジュールで進める予定でございます。以上で説明を終わります。次に施設、2枚目以降ですね、担当の方から説明申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

藤野係長。

○係長（藤野亮君）

それでは図面を基に整備事業に関するご説明をさせていただきたいと思っております。大きく大別しまして3つの施設が今後整備事業として行っていく予定としておりますが、まず1点目、図面1の方ですね、新浄水場の建設でございます。こちらは長崎市が所有する北部下水処理場跡地に建設予定としておりまして、概略という形で配置をさせていただいておりますが、これはあくまでも今計画段階なもので、今後設計なんかも含めていってもっと配置等が変わっていく可能性がございますので、あくまで参考程度として捉えていただければと思います。浄水能力のうち12%程度が長与町の方に送水される予定としております。続きまして図面の2です。浄水ポンプ場の建設でございます。こちらもともと第1浄水場の建て替えのために取得しておりました親和銀行跡地に建設予定でございます。長与川から取水した水を第2浄水場へ送る計画としております。取水

点が長与川であるため、こちらの方はおおむねこちら建設予定のところに色塗りをしているんですけども、川から最短ルートで取水できるような形で建設することには今後も変わりはないかなと考えております。最後に、図面3の第2浄水場改良でございます。第1浄水場は廃止することによりまして、第2浄水場の浄水の持ち分が増えますので、そちらに対応するため施設の改良と、あと付近にちょっと土砂災害警戒区域もございまして、そちらの対策工事等を行う予定としております。大変簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

○委員長（中村美穂委員）

調査事項についての説明が終わりました。これから現地に参加しますので、暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

先ほど現地を見てまいりましたが、これから質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

現地でも説明を頂いたんですけども、そこで個別に聞かれた方もいらっしゃると思うんですが、まず最初に道の尾グラウンドの所に行きましたけども。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

このスケジュール概要ですけども、令和5年度の債務負担行為の設定で6、7年にまたがる債務負担ということで、これは何を目的とした債務負担なんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

この債務負担行為はこの隣にございます受注者選定審査会運営支援業務委託と、この業務委託の債務負担行為でございまして、この業務委託は業者選定に関わるコンサル業者を使いまして質疑であったりとか、そういった選定にかかる支援、支援業務といったものを発注する予定でございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

7年の最後の落札者締結がありますけども、現場でも完成時のことを、ちょっとたくさんしゃべって聞いておりませんので、何年ぐらいの見込みでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

落札者との契約でございますが、ここの注釈3番にもちょっと最後の方に書いてはいるんですが、令和7年度から令和12年度までが設計と工事が行われます。令和12年度から運転管理業務委託と維持管理の方に入っていきます、その維持管理業務委託は15年かかりますので、契約者とは令和7年から令和26年までの契約といった形になります。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

これは水道局に聞いていいのかわかりませんが僕も迷ったんですけど。要は旧親和銀行あとの取水口がちょうど今日現場のところになるということだったんで、あの道路が今ちょっと沈んでるということで、工事にかかるということですが、要はそれと同時に岩淵堰のこっちから行くと左手の国道、あれもかなり長期の間、工事の時間かかったわけですね。この管を埋める場合にこれはずれるということになると大変なことになると思う。その辺は土木管理課との打ち合わせとか、そういうのをちゃんとやってるのか。縦割りではなかなかどちらに質問していいかっていうのは分からないような状態だから、そちらでは話し合いを実際にやられてるのかどうか。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

今、長与川の護岸の所でちょっと傷んでる所がございます、これに関しましては長崎県ですね、振興局の方がおおまか管轄だと思うんですけども、その中でうちの方が取水口を入れていくといった形なんですけども。これ昨年度、振興局の方には一度前協議として協議をさせていただいております、そのときはこのまだ災害が起こってなくて、普通どおり申請していただいて、長与町の設計ができ次第もう一度協議してくださいという話を伺ってるんですけども。こういったところで今災害が起きたので、災害後も振興局の方と打ち合わせをさせていただいております、長与町の方がここに取水口を入れるっていうことは振興局の方もお分かりなんですけども、基本的にはこの災害復旧をまず先に全部していただいて、その後ここが完成した後私たちの方が取水口の計画に入るといったことですね。これからまた設計の方に入りますので、振興局と打合せして、こういった形がいいのか、その辺は今から決めていきたいと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

内容については理解できました。いずれにしても河川ですから、県の河川ですので、管理はうちの方でやってるんでしょう。通常の方でいくと、1回これをちゃんとや

って、また穴をほがすというのかな、そういうその二度手間をするということを非常にその経費の無駄使いという感じがするんですね。でも私たち議員は縦割りということは分かっているから、その辺はそう違和感ないんですけど、一般の方から見ると、同じ所をやるのに同じ連携してやったら、今のうちにもう設計が決まってるのであれば管の所をじゃっと開けたりして、補強もしてやったらどうかという気持ちがあるんですね。それについてはやっぱり縦割りだから口出しできないということですか。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

今回の取水口の工事といったものは、どうしてもまだ詳細設計ができておりませんで、こういった構造物でいくかという方針がまだ決まっておりませんので、今災害復旧の方を先行して県の方がやっておりますので、今ここに合わせてうちの方が、こういった形でちょっとあと戻りないようにといった協議の方に今入れないといったのがまずもってございまして、ただやはり長崎県の方がこの災害復旧をした後にでも、私たちの方がその構造を見極めながら新しい取水口を付けていく方法という形で考えていかなければならないと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

水掛け論になるんだけど、やっぱりいずれにしてもするのは決まってるわけだから、当然話し合いをしていくっていうのが。今回の軟弱な所にしても、要は今度造ることによって、管を先に決定した中で、想定した中で工事をしていただければいいわけだから。その辺は少しその設計を急いでいただいて、間に合うようにしていただくことはできないんですか。縦割りもよく分かりますよ。それでも1回造ってまた壊すということですからね。この辺はやっぱりちょっと普通の住民からすれば違和感があるでしょうね。これについてはもう結構です。そういうことも考えながらやっていただきたい。もう縦割りだから私たちはもうその辺は予算の付け方っていうのは分かっているから、いいんですけどね。無駄がなるべくないようにしていただきたい。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

注釈1なんですが、受給者選定審査会の学識経験者2名以上と水道事業経験者5名から7名というところなんですが、これは町内外から選ぶということでしょうか。町内だけでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

町内に限らず基本的には長崎市でもありますし、学識経験者2名をどういった方々を選ぶかというのはこれからまた決めていくんですけど、そういった区切りってというのは町内だからとかを選ぶとか、そういったことはないかと思います。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

新浄水場の件なんですけれども、浦上水源地の水を使うんじゃなくて萱瀬ダムから引いていた水があると思うんですけど、その水を利用するとかいうふうに確か自分は思ってたんですけども、その話はどうなるのか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

委員おっしゃるとおり萱瀬ダムからの水の取水もこちらの浄水場に入れます。その際ちょっと余談ですけど、この入れる際、萱瀬ダムの方がだいぶ高い所にありまして、その高さを利用して水力発電といったものを小水力発電といったものを導入する計画もあります。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

萱瀬ダムの水とトンネルからの湧水とその2つだけでは足りないから、やっぱり浦上水源の水を使わなくちゃいけないということではないんですか。

○委員長（中村美穂委員）

渡部局長。

○水道局長（渡辺守史君）

メインは浦上水源地とJRトンネルの湧水で、それを補完するのが萱瀬ダム、そういった考え方でいいかと思っております。全く萱瀬ダムを使わないわけじゃないし、メインとしては浦上水源地の水があつてJR湧水があつて、それで足りない部分を萱瀬ダムを使うと。ただその中の書類上の長与町分がJRトンネル湧水であると、水源がですね。ミックスされてしまうんですけど。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

浦上水源地は水を攪拌してますよね。あれはやっぱりいろんな問題があるからああい

う攪拌という形を取ってるんですか。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

ダムに関しては大まか長与ダムでもそうですけれども、基本的には攪拌させるような形を取って水をある意味、酸素を中に入れるような形を取っているのが、通常かと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑をしたいので副委員長と交代します。

○委員（堀真委員）

質疑はありませんか。

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

現地でもお尋ねをしたんですけれど、道の尾グラウンドの所に新浄水場を整備して、この計画でいきますと実際工事が始まってそこに整備されて、今長崎市の浄水場を平地に更地にするということは、現状これはもう使わせていただいている立場だとは思いますが、道の尾グラウンドが実際使えなくなる年数っていうんですかね。工事がきつと始まってから長崎市の浄水場を撤去してしまつて更地になってからつてなると、おおむねこれは計画ですから今実際このとおり進んでいくというか、そういう工事が始まりもある程度予定ということではあるんですが、やっぱり何年間かは使えなくなるのかなと思うんですけれど、そこを再度教えてください。

○委員（堀真委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

まず業者が決まるのが令和7年の恐らく下半期以降かと思えます。これぐらいから道の尾グラウンドは使用ができなくなるといったことで考えておまして、それから工事が入りますので令和12年まで使えません。令和12年で供用開始いたしますと浦上浄水場の方が廃止の方向になりますので、更地、解体工事といった形に入っていくかと思えます。これが順調にいけばですね。なのでそういったことを勘案しますと、早くて15年までは、ちょっと使いにくいのかなといったことで考えております。

○委員（堀真委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

この令和5年度のスケジュールによりますと、8月12日に地元自治会建設予定地付近の方への説明会が行われたというんですが、これは決まったことですし、もちろん長

与町の土地ではなくて今まで使わせていただいていたという認識は私にはありますけれども、地元の方々には今のような説明をされたんだと思うんですけど、何か特に意見があったとかそういうことはないのでしょうか。

○委員（堀真委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

8月12日に地元の方にこういった事業が開始いたしますよといったご説明をさせていただきますまして、同じように道の尾グラウンド使えなくなる時期はどれくらいなのかとか、そういった話も同じように伺いまして、あとはちょっと景観が変わるんだけどといった話もございまして、その方たちに対しましては、今後また個別に配置計画等がまだ決まっておりませんので、設計が詳細が決まり次第また個別に対応をさせていただくと考えております。

○委員（堀真委員）

委員長と交代します。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。本所管事務調査は、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって新浄水場の共同整備については、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で新浄水場の共同整備についての所管事務調査を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

所管事務調査サテライトオフィスについての件を議題といたします。調査事項について説明を求めます。

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

サテライトオフィスについて資料を2枚お渡ししております。1つがA4の縦でテレワーク交付金と施設の整備概要と現在の利用状況、横向きのものが施設の図面、平面図となっております。それでは説明を続けさせていただきます。

令和2年度におきまして国の3次補正予算で、地方創生テレワーク交付金というのが

創設をされております。国において地方でのサテライトオフィスの開設の支援だとか、東京一極集中の是正、地方分散型の活力ある地域社会の実現、併せてコロナ禍における新しい働き方等をテレワークの推進を図ることを目的に制定をされております。この制度を活用いたしまして、本町でも民間事業者のサテライトオフィス開設への取り組みを支援することとし、令和3年度にこのような取り組みに意欲のある企業を募集いたしまして、施設の整備に係る経費について助成を行っております。A4縦の資料をご覧ください。そちらで上の方から説明をさせていただきますが、施設名がMukava Ranta、運営事業者が株式会社ハマダ、施設の住所が長与町岡郷2761番地1、温泉施設の喜道庵の横になります。交付金の中での要素事業ですね。こちらがサテライトオフィス等開設支援事業。施設の概要といたしましては、大村湾を一望できる自然豊かな環境に温泉を備える喜道庵の既存施設であります3階建てビルをサテライトオフィス、コワーキングスペースへリノベーションし、新たな働き方の発信、地域活性化の拠点として、働く人の利便性や自己実現の場を提供すると。営業時間、料金体系については、記載のとおりでございます。現在の利用の状況につきましては、写真が完成時の各施設の部屋内の写真を載せておりますが、その下に数値目標、KPIを設定しております。KPIにつきましては利用企業数、そのうちの県外からの企業数、利用者数、県外からの利用者数をKPIとして目標値として設定をしております。目標値自体は、令和7年3月末時点ということでございます。施設の利用状況につきましては、その下に人数、企業数等を記載しておりますが、こちらが開設が令和3年度事業で建物完成してはるんですけども、家具等の調度品が資材高騰だとか、そういう絡みで入手が遅れたということで、施設自体は令和4年7月にオープンをしております。月ごとの利用人数の記載をさせていただいてますが、こちらの資料が令和5年8月31日現在までの数字を記載させていただいております。事業費の内訳については一番下段に記載をさせていただきますので、ご覧ください。

続きまして、図面の方で3階の方がサテライトオフィスとなっており、部屋に番号が付いてます5部屋を今部屋として整備をしております。下段の方がコワーキングスペース等の部屋になっておりまして、図面着色しております真ん中辺り、黄色で着色している部分がコワーキングスペース、その上、緑で着色をしているところがセミナールーム、左側、青で着色しているところがミーティングルームとなっております。施設の説明、利用状況の説明は以上でございます。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

自分の見た感じではちょっと商売としては厳しい感じに見えるんですけど、KPIの数値目標は達成できた形になってるのかなと思うんですけど、その辺はどのような感触

なのか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

K P Iの数値目標につきましては、利用の企業数が2社以上の契約となっております、そちらが今のところ1社との契約ですね。その1社が今県外企業ですので、その県外企業1社というのは満たしていると。利用者数につきましては、コワーキングスペースとまたオフィスの利用も含めたところで利用者数を記載させていただいてまして、そのうち県外からの利用者数というところにつきましては、今契約をしている企業で県外から来られた方の人数が記載されてます。K P Iとしましては、今利用者数につきましては、一応K P I上はクリアをしてるかなと。あと企業数につきましては、うちが国に報告しているのが2社ですので、あと1社契約をしていくということで考えております。その事業規模に乗ってるかという、K P Iクリアだけではやはり事業規模には乗らないということで考えてますので、それにつきましてはもう少し集客を増やすような取り組みをMukava Rantaとも協議をしていきたいと考えてます。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

K P Iの目標自体が低いと正直思っています、やっぱり利用者数をまだまだ増やすようなことで頑張っていくと大変だろうなという感じなんで、その辺の計画というか、今後長与町として何かやっていくこととかあるんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

事業の実施主体につきましてはもう運営事業者が民間事業者で、補助制度自体についても民間事業者がやることに対する個々の申請をしておりますので、基本的には民間事業者で取り組んでいただくというのが前提でございますけども。町としましても費用負担をしておりますので、あと温泉施設が併設されてたりとか、そういうところでの一括したPRだとか、もしくはその他ももっとこうという点で外に向けて来ていただけるというか、施設を知っていただくような取り組みができないかというところで、運営会社、運営事業者と協議を進めたいと考えております。また運営事業者につきましては、施設でマルシェ等を年に数回開かれたりとか、施設の中でもいろんな取り組み自体は今のところされてるといふふうにお聞きしております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

このサテライト事業については補助金が3,200万円付いてるわけですね。昨年私たちもここを一応現地視察ということで行ったわけですね。やはりテレワークにしても企業が来るような場所とはなかなか考えにくい場所なんですね。と言いますのは、近くにコンビニもなければただ温泉があるだけで、アクセスもあんまりよくない。そういう中でこの事業が始まったわけですけども、この事業に対して確か2年か3年間のうちに達成率がなかったらこのお金を戻すとかいうようなそういう制限があったような感じがするんですけど、その辺はちょっと私も定かに覚えてないので、そちらで分かればお知らせいただきたい。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

先ほど委員がおっしゃられました達成要件というところが今数値目標で上げさせてもらっているKPIで、それが令和4年から4、5、6の3年間での設定となっております。今回の事業が地方創生テレワーク交付金の中で上段の方で要素事業というのを書かせていただいているんですけども、サテライトオフィス等開設支援事業ですね。こちらにつきましては、KPI達成しなかったということでの返還義務っていうのはないというふうに考えております。他のこのメニューの中で別のメニューにつきましては、進出要件等が達成しなければ返還とかいう制度もあるということで考えております。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

この事業としては随分昔に竹下総理がやった創生一億円事業とそう変わらないような事業なんですね。これを起爆剤として要は結局ローカルに優良企業の出先のデスクを持ってくると、そしてテレワークで仕事をするということですね。それで地域の活性化を図るという目的で、このサテライトができていと思うんですよね。だからそれが実際このKPIの企業1カ所とか、その利用率にしても私たちが考えるになかなかさっき言ったようにアクセスが悪いし、それと遊戯施設もないし、滞在型であるような感じがしないわけですね。だからこれについてやはり少し監視を強めてやはり企業の呼び込みとか、そういうふうなことをやっぱり努力をしていただかないと。今うわさでは、これはもう公式に言ってもいいと思うんですけども、自分の社内の研修施設になってるような感じがすると、そういう話が出てるんですよ、実際に。もう名前も載ってますから、これに結局姉妹会社なんかがあるので、そこの方々がお見えになると。ですからもう完全に個人の会社のもう寮みたいな感覚になっているような感じがしているんですよ。これはやはり国の事業だから公平に長与町の企業の誘致のために造られたものですから、その辺を少し申し入れをやっぱりして、これが有効に使えるようにすべきだと思うんで

すね。それについてのその話し合いとか、それについての懇親会であるとか、懇談会であるというのは開かれてる経緯があるんですか。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

この事業者につきましては、一応今年度に4月に現地の方にこちらから視察しまして、今実際の利用状況の確認等を、あとその今後についてということで、現地で一度話をさせていただいてます。他の同時期にテレワーク施設が造られている壱岐市とか島原市とかあるんですけども、その他の施設の状況もちょっと調べさせていただけば、やはり単独でのコワーキングスペース等はなかなか利用実績等は上がりにくいと。滞在型でしている所がこれと別の所であるんですけども、補助金を使ってない施設ですね。そういうところではやっぱり利用はあるということで、ちょっとそういうふうな面も含めて近くで検討ができないか等を今後協議を進めていければなというふうに考えてます。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

その目的が要は結局企業誘致まではいかないけど、そういう中で始まった事業ですから、やっぱり密に打ち合せをしながら優良企業の方がどんどん入ってきていただいて、長与の活性化のためにあるということであれば非常にこの3,200万円というのが有効に使われていると思う。しかし今の状況ではなかなか目に見えているものがないものだから、それこそ産学セキュリティのあれなんかでも利用して、そこの企業が今5社ですよね、そういうところも利用していただいたり、そういうふうな結局総合型の話し合いをやっぱりやるべきだと思う。産業振興課としてそれはやはりそちらもシーボルト大学も含めた中で、話し合いはやっぱり持つていくべきだと僕はそういうふうに思う。そのへんについてちょっと部長がせっかくおられるから。

○委員長（中村美穂委員）

山口部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

委員が申されますとおりこのサテライトオフィスにつきましては、補助金も投入して一定公金を使っていますので、その中で企業誘致につなげるということ以外にも、定住人口、雇用創出であったりとか、あと地域の活性化にも寄与できる施設であるというふうなことがいわれると思います。また、国道207号という国道の整備ですね。それから大村湾という地域遺産、それから県立大学という人材的な資産、いろんな地域資源を長与町は持つておりますので、今言われたようにそういった自然遺産とのマッチングもですし、人材であります共同研究の中に今5社入っております。そういったところもサテライトオフィスをご紹介したりとかする中で、長与町の良さを知ってもらって、研究が

終わった後も長与町に何とか定住というか、企業に残っていただくような対策もしていきたいと思っておりますけれども、この前町の方で長崎県の産業振興財団の方にもちょっとお伺いしまして、その中で長与町のICT関連の企業を誘致をしたいという思いもお伝えをしまして、その中でサテライトオフィスも一つのツールになるということで話をさせていただきました。その中で言われてるのは、やはり今もう物づくりといいますか、製造業というよりも今もう長与町の特徴を生かすにはICT産業をメインに企業誘致をした方がいいんじゃないかということで、そういった中でもサテライトオフィスというのも一つの要素だったと思いますので、今後またそういった関係機関とも連携をしながら、県立大学ともいろいろ定期的に意見交換等もしながら企業誘致につなげるように、サテライトオフィスも利用者が増えるように、今後もハマダとも話をしながら何とかKPIも含めて、利用者が増えるようなことを今後もずっと継続的に意見交換等もしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

県立大学との話も出たんですけども、4月に現地を視察して協議をした際には、県立大学の方の事務局長にも来ていただいて現地の方の施設等見ていただいて、その中でもどういった企業を誘致した方がいいとか、ちょっと施設の部屋としてやっぱり小さいので、創業支援等でそういうふうなベンチャー支援みたいなところでも取り組みを進めたらどうかとか、そういった話をそのときには伺っております。あと先ほど別にKPIの話がございましたが、その中では助成金の申請から5年以内に運用終了ですね。終了したりもしくはその虚偽の申請をしたとかいう場合には、国費の返還ということになるということがございます。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

産学セキュリティセンターの1つの企業のアイデアとして、水田の監視というのが確かあったと思ったんですよ。そういう部分はその5社の中で1つ今それを推進しているということで聞いてますから、そのオフィスなんかでも使えるんじゃないかと。もうこれは結局部屋が1部屋だって、パソコンがあれば私は済むことだと思うんですね。それを何か推進してるっていうのは、ちょっとシーボルト大学の件で話は聞いたことあるんですね。今度造ったものに5社の中に1つそれを計画してると。だから十分そういうのを利用しながら複合的にやはりやっていただければ、これは一応要望として。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

すいません、このワーキングスペースとミーティングルームとセミナールームというところで、視察に私行ってないので全然ちょっとこれ分からないんですが、ミーティングルームとセミナールームの1時間当たりの料金が非常に大幅に2,750円も違うという、この料金の差の根底はどういうことなんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

その施設の方ではないので、産業振興課が把握して答えられる面があればお答えいただきたいです。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

料金につきましては、近隣のワーキングスペース等とほぼ同じぐらいの価格設定かなということで考えておりますが、料金自体につきましては運営事業者の方で設定をしていただきますので、詳細な決定根拠についてはこちらではお答えできません。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本所管事務調査は閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よってこのサテライトオフィスの所管事務調査は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上でサテライトオフィスの所管事務調査を終了いたします。お疲れさまでした。

14時30分まで休憩します。

（休憩 14時20分～14時30分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

所管事務調査町道および公園の管理についての件を議題といたします。調査事項についての説明を求めます。

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

皆さんお疲れさまでございます。それではお手元に資料の方を配布いたしましたので、そちらの資料につきまして、ご説明の方を申し上げたいと思います。まず町道公園の管

理についての道路関係ということで、町道の管理についてということでございます。町道の延長といたしましては、総延長が20万6,948メートル、キロで申しますと206.948キロメートルでございます。路線数は879の路線、こちらのこれだけの町道を土木管理課の方で管理をいたしております。次に町道の道路の管理状況でございますが、道路の維持管理に关します委託業務でございます。これは道路のパトロール、清掃、軽微な維持補修等をシルバー人材センターに委託して実施をいたしております。次に低木の剪定、除草の委託業務でございますが、同じくシルバー人材センター委託によりまして9路線を行っております。そのうちの8路線につきましては年2回、長与中央線のみ年3回実施をしております。高木剪定に关します委託業務でございますが14路線、こちらは民間委託にて行っております。そのうちの13路線は年1回、長与中央線につきましては年2回実施をいたしております。次に、道路の補修工事の実績につきましてはでございますが、平成29年度から令和4年度までの実績と今年度予定を記載をいたしております。次に長与町舗装修繕計画につきましては、道路修繕の優先順位を定めた計画を策定をいたしております。これらの計画により次の道路改修の優先順位、決定しました優先順位につきましては、舗装修繕計画の優先順位の高い路線から選定をいたします。ですが突発的な案件があった場合は随時検討をして対応しております。また併せまして水道工事などの埋設物の設置または敷設替工事に伴いまして、路面の本復旧を伴う路線につきましては関係事業者と協議いたしまして、対応をいたしております。この場合優先順位が変わる路線が当然出てきております。次に、2ページ目をお開きご覧いただければと思います。公園の管理についてでございます。土木管理課所管分につきましては、93公園でございます。公園の管理状況といたしましては、シルバー委託につきましては、公園の除草、剪定といった維持管理とトイレ清掃等がございます。公園の維持管理につきましては、おおむね年に1回から2回程度、トイレ清掃等につきましてはおおむね5日に1回行っております。次に、自治会等への委託につきましては、除草、清掃、巡回といった公園の清掃等管理をお願いしております。今年度令和5年度につきましては、現時点で11の団体に22の公園を管理をいただいております。次に民間業者への委託といたしましては、年1回の遊具等の点検とその他に高木剪定等がございます。次に公園に关します計画といたしましては、長与町公園施設長寿命化計画がございます。本町が管理する公園の遊具をはじめといたします各種施設の老朽化に対する安全対策と、将来の改築更新に係るコストの縮減や平準化を図ることを目的といたしまして策定をいたしております。なお平成31年度から令和4年度までの4年間の実績といたしまして、16公園44遊具の更新を行っております。次に、3ページ目をお開き願います。道路、公園の管理に关します新たな取り組みといたしまして、LINEアプリによります不具合情報の通報がございます。こちらに伴いまして道路公園に关します不具合情報の通報につきましては、10月よりLINEアプリにての通報が可能というふうになりました。窓口、電話に続きます情報収集のツールとして活用するべく準備が整ってまいりました

ので、今回お知らせをいたすものでございます。以上簡単ではございますけど、説明の方を終わりたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。
浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この舗装修繕計画で優先順位を定めているということなんですが、これは何年先の分ぐらいまで優先順位を決められるているのか。何年分ぐらいをまとめてされているのか。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口亮君）

10年分の計画を立てさせていただいております。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先日、舗装の調査を町内全域でしたというようなことを言われてたんですが、これは町内の端々の道路も含まれた中での計画なんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

先日、浦川委員のご質問に対しまして、私が全域を調査しています平成28年度はつというふうにお答えをさせていただいたんですが、ちょっと記憶違いでございまして、戻って確認をしたところ都市計画区域内の全域と、あと都市計画区域外、一般区域については1級、2級町道について調査を終えております。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

都市計画区域外の調査をしてないとなると、かなり多いんですね、そっち。私どもがちょっと気になるのはそこら辺の道路もかなり傷んでいる所もあるもんですから、そこら辺はじゃあどういふふうにもし対応するとなると、もう計画に載ってないからやれないとか。計画には載るんですか、この10年先の計画には。それともこの計画自体も都市計画区域内だけを対象にした計画なのかどうか。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口亮君）

調査には、計画には、都市計画区域外の1級、2級町道も載ってまいりますので、た

だ区域外の一般町道、調査をしてない町道については掲載されておられません。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

道路の延長が一番頭に20万6,000メートルということで書いてありますけども、この区域内外の道路というのは、それぞれ分かります、延長は。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

山口課長補佐。

○課長補佐（山口亮君）

路面調査の調査区間でございますが、町道の延長20万6,948メートルのうち、調査済みの区間が15万2,618メートル、割合で言いますと74%、調査をしていない区間については5万4,330メートル、割合で言いますと26%となっております。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

せっかく15万もやられてあと残すところも5、6万というところで、どうせならこうやられて、調査の話ですよ、今のは。実際この舗装というのは、もう1回やれば20年かそれぐらい手を付けないでいいわけですからね。私はその端々のところも対象に入れて調査をするべきだと思うんですが、そこら辺はどうなんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

全ての路線がアスファルト舗装ではなくコンクリート舗装の路線もあるかと思います。そういった部分を鑑みまして、今後今未調査の分については何かの形で調査をする方向で研究をしてまいりたいと。令和3年度に1度1回目の5年目の調査をしております。次は5年目、また令和8年ですかね。そちらのタイミングでできるかどうかですね。そこまで含めたところでちょっと研究をしてまいりたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

それとこの舗装修繕計画と道路改修の優先順位とそこら辺を見ますと、恐らくこう1回やれば結構持つんじゃないかなというような工種なんだろうけど、私ちょっと気

になるのが、除草ですね、道路の除草。恐らくこれも毎年同じような所を相当な費用をかけてやられてるんじゃないかなと思うんですけども。私は個人的には例えばその道路が構造物と構造物の継ぎ目からもう草がこんな大きい草が出たりとか、写真を撮ってこようかと思ってて。職業訓練校から高田南の事業地の間ぐらいまでの道路がものすごいひどかった。あそこは高田中の通学路にもなっているものですから、ものすごいひどかったんで、そこのちょっと写真を撮って来ようかなと思っていんですが、ちょうど何日か前に切られましたよね、あそこは。今きれいになってるんですよ。だからどうせならおえかぶってるときに、恐らく歩道にも歩くのにも支障があるぐらいあの際間から出てきているわけですよ。ああいう所は私は除草剤は使えないのかなというような思いがあって、恐らく歩道があってその上に畑がある所の畑の人は何かあれば使うだろうと思っているんですよ。ただ公共施設でなかなか今までの実績も使いにくいというところはあるんでしょうけど。これに追われてもう毎年毎年相当な額が費用が持っていかれていると思えば、何か除草剤以外でもいいですけど、考えられないかなというふうな思いもあるんですが、そこら辺何かないでしょうか、いい知恵が。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口亮君）

除草剤につきましては、数年前の一般質問の中でもそういった公共施設の除草剤の使用についての質問もあったかと思えますけども、公共用地ではできるだけ使わないという答弁をしておりますので、公に使うのはちょっと厳しいのかなとは思いますが。ただ、おっしゃるように継ぎ目からかなりやっぱり出てるので、そういった所をなんらか埋めるような施工とか、その辺りも少しちょっと研究をしていきたいなと思ってます。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

長与町の公園施設長寿命化計画ですが10年間というところで、4年間の実績で16公園44遊具を更新してますが、その他どのくらい残っているのか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

この長与町公園施設長寿命化計画につきましては、本町の都市公園、本町内にある都市公園のうち、遊具がある公園を対象に計画を策定しております。計画公園数としましては45公園ございまして、遊具が165ですね。ですので単純に計算しますと、現状大体4分の1程度については遊具の更新が終わっているというような状況になっております。今後も引き続き老朽化しているものについて、遊具の更新をかけてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

先日も小さな子どもが公園で遊んでいるお母様から遊具が使えないと、早くしてくださいと言われたんですよね。その辺り今後の計画は1年間でどのくらいやっていくのか、その辺り分かれば教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

基本的には健全度の調査というものを実施しまして、それに基づいて計画に落とし込んでいくという形になっております。またこれと併せて国の方から毎年遊具については点検を行うようにということでの指示がっておりますので、毎年遊具点検をして結局そこでどうしても遊具というのが屋外にありますので、雨ざらしの状態ですので、急激に老朽化、劣化が進むものもございますので、そういったものについては遊具点検の結果を踏まえながら、悪いものから基本的には替えるというような形で考えております。

○委員長（中村美穂委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

先ほどの浦川委員の件と同じことで除草剤の問題ですけれども、私も浦川委員と先ほど話をしてて、除草剤をかけておけばいいよねというそういう考えを持ってるんですけども。結局私も農業をしながら除草剤をずっと使っております。結局やっぱり草が生えることで土羽分が根を張るということで、そう簡単に除草剤は難しいのかなって、殺してしまえばやっぱりその部分が弱くなってぼろぼろ土にはあんまり今頃は環境的には影響ないと悪いとは聞きませんが、やはり土がぼろぼろになって崩れやすくなるんですね。そういった面ではちょっと難しいのかなという思いをしております。ただそれを代わりにネットというか、どう言えばいいかな、そういう専門のあれは分からないんですが、そういうの使用しながら。やっぱり費用の方がだいぶかかるんでしょうね。その辺はいかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

防草シートですね、そちらを実際張る場合、実際ここ数年も使用実績とかはございます。それをすることによって毎年の草刈りの分を予算を他に回せる部分があるので、それはそれで有効かなっていうふうに思っているところはあります。ただやはり最初設置するときの費用がやっぱり多額になると。面積当たり結構お支払いしないといけないというのと、その防草シート自体がどこの場所にもびったりくるかと、先ほど委員がおつ

しゃられた草の根が死ぬとぼろぼろなるよって、当然その防草シートを貼っても当然中で草が根を張ることはできないので、状況としては変わらないので、そういった場合表面崩壊とか、そういうのにつながるような場所については、使用を慎重に考えないといけないのかなと思ってるところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

今課長が言われることは、私ももう十分承知するところであります。ただ担当が違うか分かりませんが、最近河川の管理道ってもありますけども、最近土羽の面積でも違ってくるのか分かりませんが、最近セメントとかなんとか草を切らなくていいようにしてくれるところもあるもので、そういった費用面も考えながら考えていただければと思っております。もう答弁は要りません。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

公園の管理状況が書いてあるんですが、シルバー委託の分なんですけども、その下に自治会等委託というのが22公園、ここに委託をしているということで、一番の上の公園数から引けば70公園ぐらいをシルバーが管理をされているということで。除草剪定についてはおおむね年に1つの公園に対して1、2回やられているということなんですけど、この管理の程度ですよね。実際もう1つの公園を完全に除草とか剪定を仕上げた次の公園に行くというような作業をやられてるのか、それとも何かこの部分的にもう言われたからこの部分だけ草刈りをしたりとか、草刈りだけ済ませて剪定をしなかったとかですね。どういう状況で年に1、2回程度ということで集計をされているのか、そこをちょっと教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

シルバーの剪定等につきましては、どうしてもそのケースバイケースになる場合というのがございます。できる限り除草と剪定と一緒にすることが好ましいのかなとは思いますが、どうしても日数等がかかる場合もございますし、スポット的に自治会等からの要望として下草だけは先に払ってほしいですとか、そういったご要望等もまいりますので、基本的に必ず下草、除草と剪定をセットでしているというわけではなく、除草のときもあれば剪定のみときもあるという形になっております。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そしたら片方だけ何らかの作業をすれば1回ですよ。1回とカウントしてるってことですよ。やっぱり気になるのが今日も先ほど申し上げたように南陽台の北口の公園を見てきたんですけども、斜面の方をですね。とてもじゃないですけど、1年に1回したのかなあというふうな感じなんです。だからしてはおられるんでしょうけど、また高木の上までカズラが湧いている状況なんです。そういうところはもう年に1回程度ではきちんとされて1回程度であんだけ伸びるんだったらもうとてもじゃないですけど、1回では足りないというような気もしてるものですから、そこら辺はどうですか。それとシルバーですけども、ずっと以前から頼まれてると思うんですけども、以前の相対前は、シルバーに頼む優位性というのはそれなにあったわけですよ。安くしてくれるとか、高齢者にお願いをするという高齢者の雇用の関係でもシルバーにお願いした方がいいだろうというそういう思いもあって、シルバーにお願いしてきた経緯というのはあるんだと思いますけども。私どうも最近聞くところによりますと、個人の家でもシルバーに頼んだ方がだいぶ高かったとか、そういう話も聞くんですよ。そこら辺もう何ごともなくシルバーにずっと毎年頼まれてるんでしょうけど、どうですか、たまには植木屋から見積もりを取るとか、土木屋から見積もりを取ってやられるとか、そういうこともやられてるんですか。

○委員長（中村美穂委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

シルバー人材センターに委託している業務につきましては、どうしてもそのシルバーの規定上、月に10日の出勤というのが目安になっているようでして、それよりもやはり草が伸びる時期というのは夏場等ありますので、その時期にどうしてもシルバーだけで対応でない場合等につきましては、一般の民間の業者についてもお願いをしている事例がございます。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そういうふうにした場合に何も感じませんか。どちらの方が安かったとか、やっぱり業者に頼んだら高かったとか、何かそういう感覚は感じることはないでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

シルバーに委託する場合にどうしても高低差がある所とかはもうシルバーの方の中で、そちらの作業については受けることはできませんというふうなそういう部分もござい

して、今先ほどおっしゃられた南陽台北口ののり面については、民間業者に委託をするように準備をしているところでございます。やはり道路もそうなんですけど、全てシルバーに頼むんじゃなくて、その在り方を変えようっていうふうな検討もしてるんですけど、どうしてもやっぱり費用の方が外注するとなると、今より高額というふうになるものですから、ちょっと私たちも使い分けをしながらどうにかやりくりをしたいというのもあるんですが、そこら辺が難しいちょっと高いハードルとして目の前にあるものから、そこについては今後も引き続き検討と研究を重ねていきたいなというふうに思っているところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

分かりました。そしたら何か南陽台の北口の斜面の公園については、手配をされているということなんですけど、ちょうど1年前のこの決算で、剪定がちょっと私の感覚からすれば剪定がひどいんじゃないかということで指摘を言わせていただいて、答弁がいやもうそんな間違った剪定はしていないと、きちんと剪定をしてるんだということで、その中でもし次の花が出てこないような、芽が出てこのような状況であればどうなるんですかと言ったら、植え替えますという回答だったんですよ。これは残っていると思うんですが、覚えていると思いますけども、今回そこまで植え替えまで併せて発注は何かされてるんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

現状はカズラ等が巻いている状況ですので、それについて除草作業を行った上で実際につつじ等がどうなっているかというのを確認した上で、判断してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

実際カズラとかそういうものを取らないと現状は分からないというような状態にもうなっとなるわけですね。もうその時点で管理が行き届いてないということは自覚していただかんとですよ。だからそういう状況にもう1年前もそういう状況で、私は今回今年のツツジの季節に見に行ったんですが、今のような状況よりはまだかぶってなかったんですが、ただもう花は一輪も見ることができませんでしたので、おそらく多分枯れていると思います。そこは切ったあとによく確認をされて、そのまま植えてもあれは多分カズラでやれますからね。カズラを根こそぎなんかこうどうにかするというような基本から考えて取り組んでいただきたいと思うんですが、そこはもうぜひ切ったときにカズラ

の処理はもう確実に終わらせるということ。そうしないと、何でかといえば非常にもつたないわけですよ。1年でもすぐにあんなになるわけですからね。だから草はしょうがないとしてもカズラだけはどうかした方がいいと思いますけども、ぜひそこはもう答弁結構ですので、お願いをして終わります。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

3枚目のアプリなんですけども、道路公園等不具合報告ということで、これは実際ものすごい期待はしてるんですけど、自分が多分報告するならよく道路にごみがいっぱい落ちていたりとか、そういうのもここでアプリを送ったら住民環境課の方にデータが行くようなそういう感じになるのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口亮君）

一応10月からスタートするんですけども、通報できる内容としては4種類ございまして、1点目が道路関係、2点目が防犯灯、カーブミラー、3点目が公園、4点目が災害となっております、課名でいうと土木管理課と地域安全課、この2つの所管の分の通報が可能ということになっております。今のところ、ごみ、住民環境課所管の分の通報というのは想定はしておりませんが、今後ちょっとまた続けていく上でそういったご要望が出てくれば、また住民環境課とも協議をして検討してまいりたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今のはご要望を頂ければじゃなくて住民は分からないわけですから、例えばごみの情報を流したときには、土木管理課と住民環境課辺りと話をして決めればいいじゃないですか。だからこれは駄目ですよとか言ったところで、住民一人一人は通じないですよ、そんなのは恐らく。そこら辺はよくやっぱり考えられた方がいいんじゃないですか。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口亮君）

一応この導入に当たりまして我々も先進地の視察とか、他の自治体の研究もさせていただいたんですけども、やはり道路というのがメインでされてるところがほとんどでございまして、ごみとかが我々がちょっと研究した範囲ではなかったもので、まずはちょっとこちらの方でスタートはさせていただくんですが、住民環境課ともそういったご意見があったというのを話をさせていただいて、また研究してまいりたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

例えば道路とか道路の斜面に不法投棄されていたとか、公園のどっか端っこの方にされていたとか、不法投棄で何かが捨ててあったとかってというような情報が頂けるだけでもありがたいじゃないですか。これは駄目ですよとそれを言っていれば、もう住民はほらもう何でもやっぱり心配して送ってくれるわけですから、来たものはもう行政の中で話し合っ、いいじゃないですか。対象になってないからうてあわないとか言えますか、言えないでしょう。だから一応受けるのは受けて、来たものについては中で話を私はずべきだということ言ってるですよ。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

いろいろご意見ありがとうございます。すいません、想定はしてはいたんですけど、ちょっとそこまで作り込みがうまいことってないところがございまして、ただ当然入力という言葉で入力できますので、場所も入力できますので、そういった形でうちの方にもしそういう情報が来た場合は、所管課の方に情報提供するっていうふうな形で当面はそういった形を取りたいというふうに思います。あと住民環境課がそれでこちらにまた参画するというふうな話になったときは、またその辺の在り方が変わるのかなというふうに思います。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

道路のことで今の話の中でもやっぱり他の担当課との因果関係がたくさん出てくるんですね。今のこの前回やった契約の中でも質問をしましたけど、年次的にこの道路の補修をやってるのかということだった。本会議ではやってないような話だったけど、今の話だと年次計画を立てているということなんですけどね。一番因果関係があるのは水道のマンホールね。それと要は切り込みですね。それとの因果関係がこの舗装に通常の町道はものすごく影響してるんですよ。だからこのことについても先ほど浦川委員とか松林委員が言ったように、その連携した形で結局道路の調査をしていかないと、ほとんど道路はマンホールは関係がしている。マンホールが沈んだり、そこに切り込みが入ってそれがまた沈んだり浮いたりという状況で、今その道路というのはすごく崩れてるんですね。改修しないといけない所が多いんですよ。この年次計画の中で令和5年度の予定で4路線、吉無田女ノ都ですか。そうすると来年あたりは大体どの辺をするの。それは入札の段階では言えないのかな。言える範囲の中でもし予定があるのであれば、そ

れを教えてもらった方が我々は非常にやりやすい。だからその辺について回答ができれば。それともう一つ、さっき水道課との結局話し合いの中で、要はあの路線がちょっと取水口が上に上がって、取水口の所と今の軟弱路線、結局壊れてる何かありましたよね、幼稚園の横の所、あそこの因果関係を話をすると、まず修復をしてそしてその後にその取水口をまた造ると、そういうその無駄なやり方をやらんといけない。しかし、多分今回の道路の補修工事もすごい金がかかると思うんですよ、時間もね。これを水道局と連携して、水道局の場合はまだ設計ができてないから難しいという話だったけど、そういうのを含めた中でやっぱり連携した縦割り行政じゃなくて、少しもう無駄がないような造り方をしないとけないと思うんですね。その辺についてちょっと2、3点、今申し上げたけど、回答ができる範囲でちょっとお願いしたい。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口亮君）

水道工事の連携につきましては、もう既に実施はさせていただいております、昨年度で申し上げますと3件ほど水道工事に併せて道路舗装工事の方をさせていただいております。今年度も1件、自由ヶ丘団地の水道工事に合わせまして、道路舗装の工事を予定しております。施工は水道局の方で施工をするんですが、町の方、土木管理課の方で舗装部分の負担金をお支払いするような形で、極力費用を抑えて住民にも迷惑がかからないような形で連携してやってまいりたいと思っています。もう1点、あやめ幼稚園の所の取水口の件については、水道局ともちょっと協議の方をさせていただきたいと思えます。あと来年度の道路工事の計画でございますが、确实なところで申し上げますと長与中央線、前年度以前から引き続きやってきているんですけども、ちょっと国庫補助が今年思ったよりも付かなかったという部分がございます、その残りの分をまた国庫補助をもらった上で施行したいと考えています。また、吉無田女の都線ですね。今回議案で上げさせていただいてますけども、今年全部終わるわけではなくてまだ残りの区間もありますので、そういった部分をさせていただければと思っています。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

一番後段のやつのその年次計画というのは、ずっと10年間と言ったですか。造っているということで理解してていいということですね。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口亮君）

一応10年間の計画を立ててはいるんですけども、なかなかその順番どおりというのは、他の突発的な工事もいろいろ入ってきますので、あくまで計画でそれを参考にして

当然予算要求の方はさせていただいております。また5年ごとに路面状況調査を実施しまして、またそこで優先順位がちょっと変わってまいりますので、随時見直しを行いながら計画の方を立てていきたいと思っています。

○委員長（中村美穂委員）

質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

個別の話でちょっと1カ所教えていただきたいんですが、第二中からサニータウンへ抜ける道があるんですが、町道が片側1車線の。これ以前、片側だけ仕上げて、何かこういう仕上げ方をしてあって、片側はもう相当傷んだままでほったらかしで、道路の整備の仕方として違うんじゃないかというようなことも言ったこともあるんですけども、この分の片側、半びらはまだ傷んだままなんですか。もうだいぶ片方きれいに仕上げて結構な期間もたつんですけども、そこはどうなってますか。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口亮君）

浦川委員おっしゃるように片側のみ数年前に舗装のやり替えをしておりますて、もう片方下りの部分については、まだ道路がちょっと状況がよくない状態でございます。勾配も非常にきついというのもありまして、今年度もポットホールがちょこちょこ発生しておりますので、そこも我々の中でちょっと優先順位が高い路線として認識しております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

以上で町道および公園の管理についての所管事務調査を終了いたします。お疲れさまでした。

本日はこれで閉会いたします。

（閉会 15時18分）